

文 教 委 員 会 資 料

議案第 2 5 号

川崎市学校給食費の管理に関する条例の制定について

令和 2 年 2 月 1 3 日
教 育 委 員 会 事 務 局

川崎市学校給食費の管理に関する条例の制定について

1 制定要旨

川崎市立学校において、学校給食法第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの

2 条例制定の主な内容

- (1) 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収することとするもの
※学校給食費負担者とは、学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等をいう。
- (2) 学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額並びに納付の方法及び期限を規則で定めることとするもの
- (3) 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費負担者が負担すべき学校給食費を減額し、又は免除することができることとするもの

3 条例施行期日

- (1) 条例施行日
令和3年4月1日から施行
- (2) 条例の制定日と施行日の設定
学校給食費の公会計化の実施に向け、開始前年度に保護者に対して制度の周知に加え、給食申込書や学校給食費の口座振替登録の手続きを行うことが必要であり、条例の制定日と施行日の間に一定の期間を設けている。

4 条例制定の趣旨

川崎市立学校における学校給食費は、現在、公益財団法人川崎市学校給食会が学校と連携して徴収・管理を行っており、学校の教職員は、徴収した学校給食費の管理、未納者への督促等の事務を担っているが、この事務が学校の教職員の負担となっている。このため、学校給食費を市の歳入とする公会計化を行い、学校の教職員が担っている徴収・管理に関する事務を教育委員会事務局の職員が担うこととする。

学校給食費の公会計化に当たっては、本市が学校給食費の徴収・管理を行うことを明確にするため、この条例を制定するもの

5 他の政令指定都市の状況

仙台市、千葉市、横浜市、大阪市、福岡市及び熊本市が条例を制定し、学校給食費の公会計化を実施している。

※熊本市は、令和2年4月1日から施行

参考 関係法令

(1) 学校給食法

(定義)

第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(経費の負担)

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

(2) 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律

(定義)

第2条 この法律で「学校給食」とは、特別支援学校の幼稚部又は高等部において、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいう。

(設置者の任務)

第3条 特別支援学校の設置者は、当該学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(経費の負担)

第5条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、特別支援学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける幼児又は生徒の保護者等（幼児又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）の負担とする。